

井手町公共工事における最低制限価格制度の改正について

公共工事における品質の確保や下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化を防止し、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を目的として、最低制限価格制度を改正します。

改正点 直接工事費に区分するもの 直接工事費×0.95 ⇒ 直接工事費×0.97
 現場管理費に区分するもの 現場管理費×0.80×α ⇒ 現場管理費×0.90×α

最低制限価格（参考値）

	直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に区分 するもの	一般管理費等に 区分するもの
費目数式	直接工事費 ×0.97	共通仮設費 ×0.90	現場管理費 ×0.90×α(※)	一般管理費等 ×0.55

※ 現場条件等を考慮し補正係数αを乗じて算出。

この合計に消費税を加える。

なお、建築工事等（建築、建築機械設備、建築電気設備工事）は、各設計費目に下段数式にて算出したものを、上段各費目に代入します。

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
費目数式	直接工事費 ×0.9	共通仮設費 ×1.0	現場管理費×1.0+ 直接工事費×0.1	一般管理費等 ×1.0

◆算定された値を参考に最低制限価格を設定

適用

平成29年4月21日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する